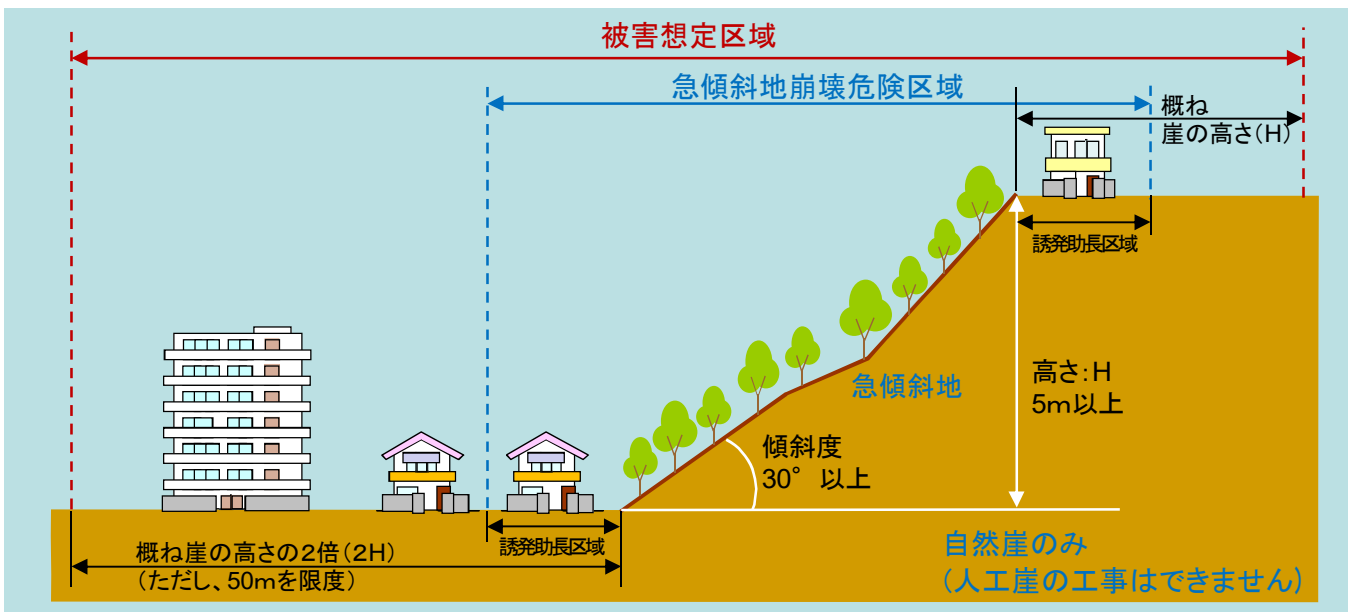


ご自宅近くの危険な崖の防災工事 神奈川県が施工いたします！



急傾斜地の崩壊による災害から、住民の皆様の生命を守るため、土地所有者や住民の皆様のご要望を受け、『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年成立)』に基づき、急傾斜地崩壊対策事業として、県が「急傾斜地崩壊危険区域」を指定、防災工事を行います。



県が防災工事を行うためには、皆様のご要望・ご承諾のほか、採択基準を満足しなければ工事はできません。また、県と土地の無償貸借契約の締結が必要です。

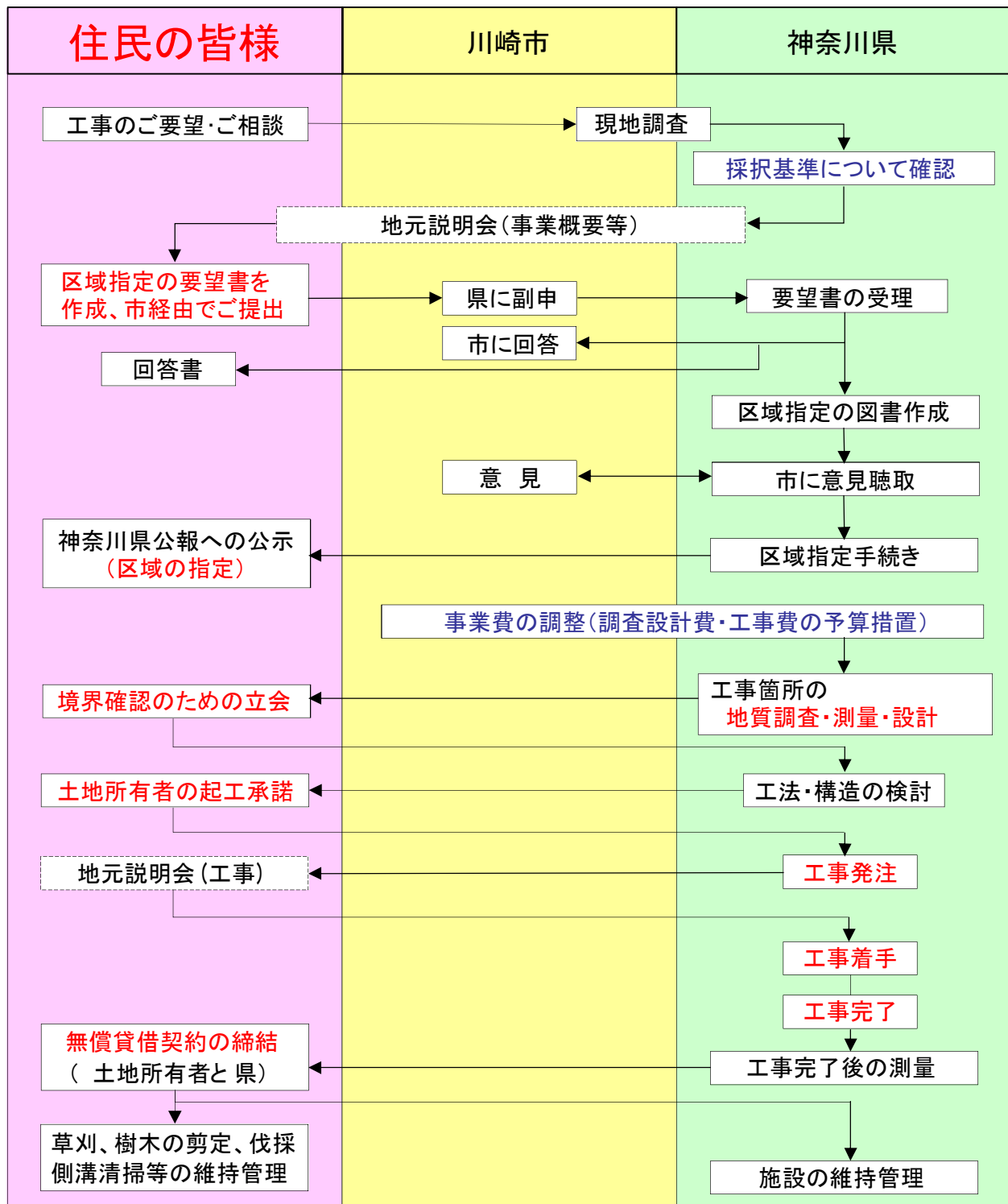
区域に指定されると、区域内での切土、掘削、盛土、立竹木の伐採など、法律に定める一定の行為を行う場合は、県への手続き(許可)が必要となります。

【採択基準】

勾配	30°以上
高さ	5m以上
保全人家戸数	5戸以上
状態	自然崖

※「自然崖」とは、切土、盛土、構造物の設置等、人の手が加わっていない自然の崖を言います。

○防災工事をおこなうには・・・



○危険な崖についてのご相談など・・・

<p>【調査・防災工事・ご相談など】 ○神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 工務課(急傾斜地公園班) 川崎市多摩区生田4-25-1 TEL 044 (932) 7211</p>
<p>【ご相談など】 ○川崎市 まちづくり局 指導部 宅地企画指導課(宅地防災担当) 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎18階 TEL044 (200) 3035</p>